

藤枝市農商工連携・6次産業化推進ネットワーク スタートアップ支援事業の支援プロジェクト公募要領

第1 趣旨・目的

藤枝市農商工連携・6次産業化推進ネットワークでは、生産者等の意欲的な挑戦を促進するとともに、本市の産業振興に資することを目的として、藤枝市産の農産物などの農林資源を活用した新商品・サービスの創出に向けた研究開発等を支援する農商工連携・6次産業化推進スタートアップ支援事業を実施する。

第2 支援プロジェクト

1 要件

本事業において支援の対象とするプロジェクトとは、農林資源を活用した新商品・サービスの創出に関する取り組みであって、次に掲げる要件の全てを満たす研究開発等とします。

- (1) 藤枝市の農林資源を活用した取り組みであること。ただしプロジェクトの取組にあたり最適な農林資源又は水産資源（運営委員会が認めたものに限る。以下同じ。）が大井川農業協同組合管内又は藤枝市が締結する友好・交流都市で生産されている場合は、これを活用した取り組みも認めることとする。
- (2) プロジェクトに関わる事業者等の売上高の増加に繋がる取り組みであること。
- (3) 成果が藤枝市の産業振興に寄与するものであること。

2 実施主体

実施主体は、本ネットワークの会員であって生産・加工・流通・販売・観光業者、研究機関などが共同で農林資源を活用した新商品・サービスの創出に関する研究開発に取り組むプロジェクトチームとし、必ず本市で事業を営んでいるものを含むものとする。また、プロジェクトチームには、その代表者を定めることとし、代表者は市内の事業者等とする。代表者は、法人市民税を完納していることとする。

3 補助の対象とする経費

- (1) 商品・サービス（販売方法等）開発に係る調査分析及び研究開発に要する経費
- (2) 市場開拓に要する経費

ただし、本事業の目的と整合性のない活動経費、実施主体の組織運営・維持に関する活動経費、汎用性の高い製造用器具類・事務機器類の導入に要する経費及び活動の全部を外部委託する場合は除く。

4 活用対象品目

藤枝市、大井川農業協同組合管内、又は、友好・交流都市で生産されている農林資源又は水産資源全て。

5 実施期間

支援対象とするプロジェクトの実施期間は、2か年度以内とする。

6 補助率等

(1) 補助率 1/2 以内 (千円未満切捨)

(2) 上限額等 以下が2か年度で合計の上限額が1,000千円

3の(1) 商品・サービス(販売方法等)開発に係る調査分析及び研究開発に要する経費
700千円

3の(2) 市場開拓に要する経費
300千円

ただし、令和2年度採択事業については、令和2年度の上限額を適用する。

(3の(1) 1000千円、3の(2) 500千円)

第3 事業実施の手続き

1 プロジェクトの募集締切 第1回 令和3年 6月 30日(水)

第2回 令和3年 11月 5日(金)

※第1回の応募状況により、第2回の募集は行わないことがある。

2 提出書類 各1部

(1) 補助金交付申請書(様式第1号)

(2) プロジェクト事業実施計画書(様式第2号)

(3) 申請代表者の定款(規約)及び資料(会社案内等)

(4) その他必要と認められた書類

3 審査

審査部会によりプレゼンテーション形式の審査を実施。なお、必要に応じて追加資料の提出や説明をお願いする。

昨年度、採択された今年も継続するプロジェクトについても審査を実施する。

審査部会の日程は下記の通り。

・第1回募集 審査部会 令和3年 7月中旬

・第2回募集 審査部会 令和年 11月下旬

4 採択

審査部会の意見を踏まえ、運営委員会が支援対象事業としての採択及び不採択を決定する。

第4 事業実施

事業実施期間は交付決定日から2月末までとする。

2月末までに入出金を完了し、実績報告書類を提出する。

事業の着手は交付決定日以降とする。

第5 注意事項

1 採択された支援プロジェクトは、事業者名、住所、事業名・概要を公表する。また、プロジェクトに係る内容の発表をしてもらう場合がある。

2 応募の際は、必ず本ネットワークアドバイザーに相談すること。

- 3 助成期間終了後3年間は報告を求められた場合、対応すること。
- 4 昨年度、採択されたプロジェクトについては、上限額に注意すること。

第6 応募・問い合わせ先

藤枝市農商工連携・6次産業化推進ネットワーク事務局（藤枝市産業政策課）

〒426-0026 藤枝市岡出山 2-15-25

T E L 054-643-3165 F A X 054-631-9082

E-mail sangyoseisaku@city.fujieda.shizuoka.jp